

保育所・認定こども園の入園申込みについて

■ 問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

施設	南条こども園 (東大道23-14-4) ☎0778-47-2227	今庄なないろこども園 (今庄28-10-2) ☎0778-45-0788	湯尾保育所 (湯尾72-15) ☎0778-45-1168	河野保育園 (今泉19-48-4) ☎0778-48-2123
受入対象乳幼児	満6か月児～5歳児	生後9週以降の乳幼児～5歳児	満6か月児～5歳児	
入所・入園条件	(幼稚園部分) 3歳児～小学校就学前 (保育部分) 家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児		家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児	
入園申込兼認定申請書の受付期間	令和5年10月10日(火)～11月10日(金) ※土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時			
申込書	配布場所	保健福祉課、利用希望施設(保育所・認定こども園)		
	提出先	保健福祉課		

入園申込みの流れ

申込書の提出

令和5年10月10日～11月10日



保健福祉課へ入園申込兼認定申請書と添付書類をご提出ください。
保育・家庭状況等の確認(5分程度)をさせていただきます。

入園内定通知の送付

令和6年2月



新規入園者説明会

令和6年2月下旬～3月上旬



入園

令和6年4月～

入園式は、4月入園のお子さんのみで行います。

保育所・認定こども園の利用にあたって

(1) 支給認定について

保育所・認定こども園の利用にあたっては「支給認定」が必要です。支給認定申請と入園申込みは、同時に行っていただきます。認定区分により、利用施設が異なります。

認定区分		対象となるお子さん	利用施設
1号認定	教育標準時間	3歳以上で保育を必要とせず教育を希望するお子さん	認定こども園
2号認定	保育認定	3歳以上で保育を必要とする事由により家庭で必要な保育を受けることが困難なお子さん	保育所 認定こども園
3号認定	保育認定	3歳未満で保育を必要とする事由により家庭で必要な保育を受けることが困難なお子さん	保育所 認定こども園